

【12月11日更新】新型コロナウイルス関連情報（第74報）：VA、DC政府の新たな措置

●VA：夜間の外出禁止令、マスク着用義務の拡大、集会上限人数の縮小

●DC：スポーツ及びレクリエーションに関する規制

1. バージニア州政府の措置

昨日（12月10日）、バージニア州のノーザム知事は、州内の新型コロナウイルス感染状況について、他州と比較すれば良好であるものの、州内の1日の新規感染者数が平均して3700人を超え、PCR検査の陽性率も11%となり（1か月前は6.5%）、さらに直近4週間の入院率も平均して83%に達しているとして、感染拡大を抑え、医療崩壊を避けるための新たな措置を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

※以下の措置は12月14日（月）午前0時1分に発効し、更なる州知事令により変更されない限り、来年1月31日まで効力は維持される。

（1）外出禁止令（Stay at Home Order）

午前0時から午前5時までは住居にとどまらなければならない。ただし、以下を目的とする場合は、住居を離れてもよい。

- ・ 飲食料や日用品（goods）の調達
- ・ 医療処置を受ける場合、または必要不可欠な社会福祉サービス、政府の提供するサービス、法執行機関の支援、緊急サービスを受ける場合
- ・ 他者や動物の世話
- ・ 裁判所命令に基づく移動または親権行使、子との面会、チャイルドケアのために必要な移動
- ・ ソーシャルディスタンス要件を満たした運動を行う場合
- ・ 住居、礼拝施設、職場間の移動
- ・ 教育機関への／からの移動
- ・ 慈善事業または社会福祉サービスを提供する団体でのボランティア活動
- ・ 健康上または安全上の合理的な恐れから、法執行機関またはその他政府機関の指示により住居を離れる場合

（2）マスク着用義務の拡大

（注）これまでは屋内のみ着用が義務化されていました。

<屋内>

- ・ 5歳以上の者は、CDCが推奨するとおり、他者と空間を共有する屋内施設においては、フェイスカバーにより口と鼻を覆わなければならない（自宅を除く）。この要件は、州政府や地方政府の建物、駅、バス停、州内の公共交通機関（含：ライドシェア、タクシー等）やその待合室や集合場所に適用され、連邦政府の管轄・管理下にある場所には適用されない。
- ・ 宗教上の儀式に参列する際はフェイスカバーを外してよい。

<屋外>

5歳以上の者は、CDCが推奨するとおり、他者（家族を除く）と6フィートの距離を確保できない場合は、フェイスカバーにより口と鼻を覆わなければならない。

<例外>

飲食中、運動中、健康上の理由等でフェイスカバーを着用できない場合は、着用要件は適用されない。

→違反はクラス 1 軽罪として処罰される（未成年者は対象外）。

©CDC : Considerations for Wearing Masks

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/prevent-getting-sick/cloth-face-cover-guidance.html>

（3）集会の上限人数縮小

（注）これまでは上限 25 人

屋内屋外を問わず、10 人を超える対面での公的・私的な「集会」（パーティ、お祝い、その他の社会的イベント）は禁止する。ただし、10 人を超える集まりであっても、これが雇用の機能を果たす場合、教育施設における集まりである場合には、この「集会」に含めない。この規制は、群集しない限りにおいて、公園や小売店といった特定の場所には適用されず、同居する家族にも適用されない。（小売店やレストラン等には厳格な要件が別途適用されている。）

→違反はクラス 1 軽罪として処罰される。

◎プレスリリース

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2020/december/headline-886185-en.html>

◎州知事令

[https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Common-Sense-Surge-Restrictions-Certain-Temporary-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-\(COVID-19\).pdf](https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Common-Sense-Surge-Restrictions-Certain-Temporary-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-(COVID-19).pdf)

2. DC 政府の措置

12 月 7 日、ワシントン DC のバウザー市長は、スポーツ及びレクリエーションに関する新たな措置を発表しました。主な内容は以下のとおりです。

※以下の措置は本日発効済みで、12 月 31 日までの間、または公衆衛生上の緊急事態宣言が延長される日の、どちらか後の日まで有効。

（1）DC 内における高接触スポーツ（バスケットボール、ホッケー、ラグビー、ボクシング、ラクロス、サッカー、フットボール、武道、レスリング）の実施を禁止する。※大学またはプロリーグについては例外規定あり。

（2）DC 公立学校、公立チャータースクール、私立学校、教区立学校では、高校の課外活動としてのスポーツ活動および競技会を停止する。また、レクリエーションセンター及びスポーツクラブは、高校生（相当の年齢）によるフィジカル・スポーツ及び組織化された競技スポーツ（練習、クリニック、競技会）を停止しなければならない。これは、高接触スポーツだけでなく、他のスポーツや運動にも適用される。

（3）中学生（相当の年齢）以下の子供は、「12 人以下の班で分けられていること」及び「他者との物理的な接触がないこと」を条件に、高接触スポーツの集団での練習とクリニックに引き続き参加することができる。

（4）全ての学年を通して、体育の授業において、生徒同士が 6 フィート以内に近づく可能性のある活動を行ってはならない。

◎会見資料

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/mayoromb/release_content/attachments/Situational-Update-Presentation_12-07-20.pdf

◎市長令

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Mayor%27s%20Order%202020-123.pdf

(注) できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注) 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

-

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html